

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により,特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので,同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成25年4月18日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人日本サスティナブル・コミュニティ・センター

(2) 代表者の氏名

新川 達郎

(3) 主たる事務所の所在地

京都市上京区今出川烏丸東入 同志社大学大学院総合政策科学研究科新川研究室内

(4) 定款に記載された目的

この法人は,障害者や高齢者を含む多くの人々の情報活用能力の向上を行い,持続可能な循環型自律コミュニティーを構築し,物心ともに健全で活力ある社会をつくることを目的とする。

2 申請年月日

平成25年4月12日

(文化市民局地域自治推進室)